平成２３年（フ）第４１６４号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町４丁目51―19―102
破産者　中富　綾乃
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１９８号
東京都足立区栗原３丁目10―19―1209　サンライトマンション３号館
破産者　吉田　聖一
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２１１号
千葉県八千代市米本1359―５―１―207
破産者　佐々木公夫
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２５２号
東京都町田市大蔵町2989―３
破産者　中島　美穂
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２５３号
千葉県浦安市東野１丁目23―12―203
破産者　阿部　朝雄
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２５４号
千葉県浦安市東野１丁目23―12―203
破産者　阿部　節子
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２７８号
東京都板橋区赤塚新町３丁目８―５―101
破産者　今野　裕司
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２７９号
東京都板橋区赤塚新町３丁目８―５―101
破産者　今野　みさ
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２９１号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目９―２―305
破産者　小針　一郎
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４２８号
東京都足立区中央本町３丁目10―25―106
破産者　菅野　富直
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４３５号
神奈川県平塚市中原１―９―33―201、住民票上の住所神奈川県伊勢原市桜台３丁目11―32―302
破産者　高見澤　節
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４４４号
神奈川県横浜市神奈川区橋本町２―５―３　ＳＷ605、住民票上の住所神奈川県横浜市西区平沼２丁目４―10―402
破産者　横森　浩二
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４６４号
千葉県市川市東大和田２丁目７―１
破産者　当麻　亮一
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５００号
東京都国分寺市西町４丁目―30―１―２―205
破産者　鈴木　信子
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５０２号
東京都東久留米市氷川台２丁目30―６
破産者　今村　淳二
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５７５号
東京都世田谷区喜多見５丁目４―16　シャルマンⅡ―203、開始決定時の住所東京都大田区大森北３丁目31―11
破産者　高間　賀裕
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７７２号
東京都墨田区緑４丁目34―１―303
破産者　小宮　清行
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８１５号
東京都新宿区西新宿１丁目26番２号
破産者　有限会社野村ケミスティー
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４２０号
神奈川県横浜市泉区上飯田町2670―38―306
破産者　長谷川裕之
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５１８号
神奈川県相模原市南区双葉２丁目４番10号
破産者　株式会社グローイング・ホーム
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５３９号
東京都渋谷区渋谷２丁目４番９号
破産者　株式会社タグライン
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５４０号
東京都世田谷区中町４丁目35―８
破産者　小山　幸重
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部